

6 循環第 1317 号  
令和 7 年 1 月 31 日

一般社団法人愛知県産業資源循環協会会長 様

愛知県環境局長

廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則の一部改正について  
(通知)

日頃は、本県の廃棄物行政の推進につきまして、御理解と御協力いただき、ありがとうございます。

このたび、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例施行規則（以下「条例施行規則」という。）の一部を改正する規則（令和 7 年愛知県規則第 1 号）が令和 7 年 1 月 31 日に公布され、4 月 1 日から施行されることとなります。

改正の内容は下記のとおりですので、貴協会員への周知について御配慮くださいますようお願いいたします。

記

1 改正の内容

県外の事業場で発生した産業廃棄物を処分するため県内に搬入しようとする事業者は、事前にその内容を知事に届け出るとともに、搬入状況を報告することが義務付けられていますが、この報告に係る規定が削除されます（条例施行規則第 8 条及び様式第 3）。

2 関連措置

この改正に伴い、愛知県事務処理特例条例に基づき市町村等が処理する事務の範囲を定める規則（平成 11 年愛知県規則第 107 号）の一部が改正され、豊橋市、岡崎市及び一宮市が処理する県外産業廃棄物搬入状況報告書の受理に係る事務は廃止されます。

3 愛知県環境局公式 Web ページ（あいちの環境）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/junkan/kengaihoukoku-haisi.html>

担 当 資源循環推進課  
産業廃棄物適正処理推進室  
審査グループ

電 話 052-954-6235 (ダイヤル)

F A X 052-953-7776